

令和元年 7 月の市民の声（全 7 通のうち 7 通）

◇ 駅周辺の住環境について

【ご意見・ご提案など】

私は六日町駅西に住居を構えています。環境が劣悪です。市は以下の 2 つのことについて至急対応すべきであります。

1 点目、六日町駅周辺なのに街灯が少なく、夜出歩くと身の危険を感じます。周りには中学校、高校もあり学生も利用しています。防犯上の観点から至急街灯の増設を要望します。

2 点目、六日町駅西口～電車の車庫の辺りにカラスが異常発生しています。何か対策はしていないのですか？フンを撒き散らし道が汚いのに加え、毎朝 4～5 時から大声で泣き続けるので不眠に苦しんでいる人が多々おります。至急駆除など対策を実施（検討ではなく）してください。

（令和元年 7 月 9 日）

【お返事】

街灯の設置については、各行政区からの要望に基づき、地域づくり協議会が補助しています。駅西地区は「六日町地域づくり協議会」になりますので、駅西地区にお住まいの方からご意見があったことについては、市からお伝えします。

また、お住まいの行政区が、街灯の増設に取り組むか否かについては各行政区の判断になりますので、お住まいの行政区に対し要望していただきますようお願いいたします。

六日町駅周辺に集まるカラスの群れについては、これまでも多くの対策を講じましたが、これといった効果が見いだせないまま現在に至っています。野生のカラスは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で保護されており、捕獲は基本的に禁止されていますが、生活環境などの被害がある場合は許可を受け猟友会での捕獲は可能です。

市では、年間 100～200 羽のカラスを猟友会に委託し駆除していますが、市街地では、安全確保の点から猟銃の使用がで

きないため、効果的に捕獲することが極めて困難です。市街地における対策方法としては、大型の箱ワナによる捕獲、光や音による「追い払い」などがあります。

今後の市の対応としては、当面は光や音での「追い払い」対応に取り組んでいきます。また、駅周辺では電線に集結することが多いため、電力会社に対しカラス避けの対策を要請します。

(担当：総務課、環境交通課)
問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 運転マナーについて

【ご意見・ご提案など】

大和庁舎に勤務している方の朝の運転が目にも余る感じです。

(令和元年 7 月 12 日)

【お返事】

この度は、自動車の運転マナーについてご指摘をいただきありがとうございます。

現在、大和庁舎には職員だけでなく、民間事業所など、複数の団体が入居しております。ご指摘の内容について、市の職員はもとより、入居団体の責任者に対し安全運転の励行と法令遵守について周知しました。

(担当：大和市民センター)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ライフラインの料金について

【ご意見・ご提案など】

ライフライン（水道・電気・ガス）の料金が高すぎる。特に水とガス。他の行政区に比べて単価が高く、生活への影響が大きい。

若者が子育てをするには負担が大きく他の地区へ転居する要因にもなる。

（令和元年 7 月 17 日）

【お返事】

以前の水道水は、地下水（井戸水）や湧水を利用し、簡易的な施設や設備により水道水を作っていたため、料金は現在の半額程度でした。しかし、自然水源を利用していたため、夏季や年末年始等の水利用が多くなる時期には、水不足がとても心配されていました。

現在は、主要な水源が三国川ダムからの表流水であるため、薬品等を使用して浄水処理を行い市内全域に送水しています。これにより、水不足や水質汚濁といった心配はほとんどありません。

水道水を「安全・安定的・持続的・安価」に利用者へ届けることが水道事業者としての使命です。しかし、現時点では、「安価」という点が実現できておらず、市民の方々の大きな負担となっているのが実態です。

利用者の負担を少しでも減らすため、検針・料金収納業務を民間委託にした料金センターの開設により人件費の削減を行うなど、料金に直結する経費の削減を行っています。また、「一部高齢者への福祉減免」、平成 30 年 4 月からは若干ではありますが「基本料金の減免」を行っています。

また、経費の削減に限界があることから、水道事業の抜本的な見直しを行いました。施設規模の見直しや経費を抑えた水づくりを行い、やがて料金の引き下げに繋げられるような経営に取り組んでいくものです。短期間で成果を上げることは難しいところですが、「安全・安定的・持続的・安価」の 4

つの使命を一刻も早く実現できるよう努力してまいります。

なお、電気事業、ガス事業については民間事業者により経営されています。料金体系の決定は事業者の範疇はんちゆうにあることから、市としては対応できないことをご理解ください。

(担当：水道課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 気象情報について

【ご意見・ご提案など】

7月16日スマホ19:20スマホ防災速報アプリで気象庁発表の緊急通報を受けました。内容は土砂災害、洪水の警報レベル4「今すぐ避難」でした。私どもの居住地域は「土砂災害警戒区域」なので、「ディスポート」への避難準備を開始しました。

19:30県の防災アラートで確認すると、鎌倉沢川、欠ノ上方面が強く、十日町方面通行止めが表示されました。念のため、身近な消防本部、市のHPで確認しました。しかし、この警戒レベル4に関する情報は一切ありませんでした。

今後のため、私の知りたいこと。（避難準備をしても実害があるわけではないため）

防災アプリの信頼度、国の警戒レベル4の評価に対する疑問。県の河川洪水警戒レベル3との違い（混乱）です。

忙しい所すみませんが教えてください。返事は急ぎませんのでよろしくお願いします。

（令和元年7月22日）

【お返事】

今年の6月から運用されている5段階の警戒レベルを活用した避難情報等については、自治体（市町村）が気象庁の雨量データや国・県などの土砂災害危険度データ等に加えて、今後の雨の降り方の予測や現場の状況等を総合的に判断して発令します。

一方、気象庁や国・県が今年の6月から発表しているのは「警戒レベル相当情報」というもので、市が発令しているものではありません。

この「警戒レベル相当情報」については、内閣府の防災中央会議で、住民が自主的に避難行動をとるために参考となる情報と定義され、市長は「警戒レベル相当情報」やその他の情報を参考にして、避難勧告等を発令するタイミングや区域を総合的に判断するものとされています。

国・県、気象庁が発表する「警戒レベル相当情報」は、市町村を一つの範囲として発表されます。市内に局所的に時間当たりで非常に強い雨が降った場合でも、気象庁は南魚沼市に、「大雨警報。高齢者等は避難開始の警戒レベル3相当情報」などを発表します。避難情報に加えて、住民が取るべき避難行動と警戒レベルが加えられたことで、より緊迫感のある情報になりましたが、局所的な雨の降り方をする場合では、同じ市内でもほとんど影響のない区域があることも考えられます。

河川洪水予報についても、今年の5月29日からは、国・気象庁が流域雨量や水位観測所のデータの状況と予測に基づき判断した水位危険レベルに、「警戒レベル相当情報」を加えて発表しています。

防災アプリについては、気象庁から発表された各種情報を速やかに通知しているものと考えられます。その緊急通知のサービスが、自治体からの発令を待たずに特定の自治体全域に避難等と呼びかける形になり、その時の状況や特定の地域によっては、混乱を招くような状況になってしまったと考えられます。

専門機関である国・県、気象庁の発表する「警戒レベル相当情報」については、住民自らの避難行動の参考にするとともに、市から警戒レベルを活用した避難情報等が発令された場合は、速やかにその指示に従ってください。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇市県民税について

【ご意見・ご提案など】

石打にリゾートのマンションを保有しています。

市県民税の督促・警告付きの支払い請求が届きました。

なぜ、タイトルに記したように共有名義人全員が払う必要があるのでしょうか？

法的根拠を示してください。従来は1人分だけでした。

他の地域では1つの固定資産に1人分の市県民税で南魚沼市は特殊だと感じています。

例えば法人はどうなっているのでしょうか？ まさか1人分ではないでしょうか？ 従業員5000人の法人は5000人分の市県民税を払うのでしょうか？

市からの広報誌、各種イベント案内など一切送られてきません。納付者には一切のサービスもしないで市県民税をお願いします。それも共有名義人全員分ですと言われても。

単に、サルの浅知恵で声なき取りやすいところから取れ！ということですかね。こんなことではますます老朽化したマンションは廃屋になり、人口も減ってしまうことでしょう。サービスもないところに無駄に税金を払う余裕もないのでそろそろマンションを処分しようと思っています。

もっと知恵を出し、サービスを考え自ずから税金を払いたくなる工夫をしてください。漫然と既得権益だけを行使しないでいただきたい！

(令和元年7月27日)

【お返事】

ご意見をいただきました税金は、市・県民税の「家屋敷（事務所・事業所）課税」に該当します。

家屋敷（事務所・事業所）課税とは、南魚沼市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方で、かつ南魚沼市にお住まいでない個人の方に課税する税金です。

普段は南魚沼市に住んでいない方でも、市内に自分や家族がいつでも自由に使える家屋敷等を所有している方は、市内

で過ごす期間があると考えられます。市内に滞在中に、万が一、火災が発生したり急病になって通報があった場合は、市の消防車や救急車が出動します。また、市内を移動される時は、市内の道路を使用されると考えられます。

これらの基礎的な行政サービス（消防、防災、清掃、道路公園の整備、除雪など）に対して、一定の負担をしていただく必要性から、以下の要件のどちらにも当てはまる方に、市・県民税の均等割額（年間 5,000 円）が課税されます。

1. 所有（使用）状況の要件

1月1日時点において、所有物件を所有者やその家族が自由に使える状況であった。

2. 所得の要件

所有者の前年所得が、南魚沼市の非課税要件を上回っている。（詳細は以下「家屋敷（事務所・事業所）課税について」）

課税の根拠は、地方税法（第24条第1項第2号、第24条第7項、第294条第1項第2号）および南魚沼市税条例（第12条第1項第2号）です。

所有している土地や家屋の資産そのものに対して課税する固定資産税とは異なり、家屋敷（事務所・事業所）課税は個人市・県民税のひとつです。

共有物件の場合も、各所有者の所有（使用）状況や所得状況によって判断すべき税金であるため、平成30年度は各所有者に対して調査票（申告書）をお送りし、所有状況を申告していただきました。

期限までに調査票（申告書）の提出が無かった場合は、所得調査を実施し、課税対象となる所得状況の方に納税通知書をお送りしました。ただし、納税通知書等を発送した際に、所有者自身やその家族が自由に使える状況でない場合にはその旨を申告していただくよう、課税に係る申告書を同封しています。

一つの資産を所有している状況に対して、共有者全員でその資産に対する税額を担う固定資産税と、共有者それぞれに

対して課税の判定をする個人市・県民税の家屋敷（事務所・事業所）課税とがあるため、大変分かりにくくなっており申し訳ありません。課税の目的や内容が全く異なるものであることをご理解いただきますようお願いいたします。

「家屋敷（事務所・事業所）課税について」

南魚沼市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方で、南魚沼市にお住まいでない方は、基礎的な行政サービス（消防、防災、清掃、道路公園の整備、除雪など）に対して、一定の負担をいただく必要性から、地方税法（第24条第1項第2号、第24条第7項、第294条第1項第2号）、南魚沼市税条例（第12条第1項第2号）の規定に基づき市県民税の均等割額（年間5,000円）が課税されます。土地や家屋の所有に係る固定資産税とは異なります。

※次のいずれかに該当する方は、市県民税の均等割額は課税されません。

○課税される年の1月1日現在において次に該当する方

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障がい者、寡婦、寡夫、未成年者に該当する方で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方

○課税される年の前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方

- ・扶養親族等がいる場合… $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族}) \text{の人数} + 16 \text{万}8 \text{千円}$
- ・扶養親族等がない場合…28万円

事務所、事業所とは

自己の所有または賃貸であるかは問わず、事業の必要から設けられた施設であり、そこで継続して事業が行われている場所のことです。法人格を有して事業を行っている場合や、倉庫や車庫、資材置場等は該当しません。

家屋敷を有するとは

家屋敷とは、自己の所有または賃貸であるかは問わず、自

分や家族が住むための住宅のことです。他人に貸す目的で所有している住宅や、現在他人が住んでいる住宅は該当しません。

家屋敷に自分や家族がいつでも自由に住める状態であれば、現在住んでいない場合や、複数人で共有している場合でも家屋敷を所有する方に該当します。間借りの場合や玄関・台所・トイレ等が共用の下宿や寮等の場合、複数人で共有しているが自分や家族の利用に制限がある場合等は、自由に住める状態ではないため、家屋敷を有する方に該当しません。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇公営住宅について

【ご意見・ご提案など】

公営住宅に入居している中で所得を隠している方が沢山居ると聞きます。市の方でも調査しているとは思いますが、居留守を使えば大丈夫と仰る方も居て、本当に困っている方が入居出来なくなってしまうのでは？と不安に思います。ペットについても、こっそり飼えばいいと助言？されたこともあります。

このような方々は一部だと思っておりますが、もし大きな問題になってからでは遅いのではないのでしょうか。もう少し徹底した調査をお願いしたいです。ほんとうに困っている方を助けてあげて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

(令和元年 7 月 29 日)

【お返事】

公営住宅の家賃は、住宅の構造・面積・所在・築年数等や、入居者の収入や世帯の状況によって異なります。そのため、年度毎に家賃の算定を行っています。

入居者の所得の把握については、年に 1 回、全入居者に対して収入申告書の提出を義務付けており、所得額については税務課が発行する所得・課税証明書を提出していただき確認しています。ただし、遺族年金、障害者年金、児童扶養手当、児童手当等については、所得税が非課税であり、この申告の対象外です。「所得を隠している」というご意見については、この非課税所得にあたるのではないかと考えられます。実際に課税されるべき所得を隠しているような場合には、税法に基づく調査や処罰の対象となる場合があります。

公営住宅でのペットの飼育は禁止しており、入居の際にその旨を説明しています。過去にもペットの飼育について入居者から苦情が寄せられたことがあり、掲示板や各戸への文書配布によって、ペット飼育についての情報収集や注意喚起を行っています。ペットの飼育が継続され、実際に他の入居者の迷惑になると認められる場合には、警告や改善指示を行い

ます。今後も公営住宅内でペットの飼育に関する具体的な情報や苦情が寄せられた場合には、状況に応じた対応を行っていきます。

(担当：福祉課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇道路の停止線について

【ご意見・ご提案など】

二日町橋の信号前の停止線がほぼ消えかかっているから怖い。先日教習車さえオーバーしていた。城内方面から右折するときぶつかりそうになる。

あと、同じく二日町の北越機販前の一時停止で左右確認するときすごく見づらい。雪が積もっているときはさらに。左はカーブになっているせいで飛ばしてくる車にぶつかりそうになるし、右は橋のランカンのせいで見づらい。ミラー設置するか、信号設置してほしい。警察もよく隠れて取り締まっているし。見づらいから余計にみんな一時停止線よりだいぶ前で一時停止するんだけど、そのせいでバンバン捕まっているから、かわいそう。

(令和元年 7 月 29 日)

【お返事】

道路上の停止線や信号機の設置については警察署が、カーブミラーの設置については道路管理者が行うことになっています。ご意見をいただいた件については、警察署と道路管理者である新潟県にそれぞれ要望書を提出します。

なお、設置の可否については、各管理者の判断によりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

(担当：環境交通課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658